

**一刻も早い再審開始・証拠開示****奥西勝さんの釈放を求める要請書**

貴裁判所に第8次再審異議審が係属している「名張毒ぶどう酒事件」は、すでに事件発生から半世紀以上が経過し、高齢の奥西勝さんは八王子医療刑務所で数度にわたる危篤状態を乗り越え、今もなお獄中から無実の叫びを発し続けています。

2014年5月28日、貴裁判所刑事第一部（石山容示裁判長）が下した再審請求棄却決定は、弁護団がまもなく提出すると予告した新たな「ペーパークロマトグラフの再現実験」結果の提出を待つことなく、また、検察官が隠し持つ多くの証拠を開示させることもなくなされた、拙速で極めて不当な判断でした。まさに、「奥西勝さんが有罪であるという結論」始めにありきの、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に真っ向から反した不当決定であり、即刻取り消されなければなりません。

名張毒ぶどう酒事件の一審判決は、奥西勝さんにしか犯行機会がなかったことにするために「検察官の並々ならぬ努力」によって事件関係者の供述が一斉にねじ曲げられたこと、奥西勝さんが捜査機関によって強制された「自白」は毒物混入時など根幹部分での変遷があり、動機・準備・実行のいずれにおいても信用性がないこと、現場から押収された証拠物やその発見場所などに多くの疑問点があることなどを明確に指摘し、無罪としました。また、第5次から7次の再審審理を通じて、二審死刑判決の根拠となった王冠の傷痕鑑定が偽造であったこと、犯行機会とされた「空白の10分間」はそもそも存在しなかったこと、事件で使われた農薬が「ニッカリンT」ではなかったことが明らかとなっています。

名張毒ぶどう酒事件がえん罪であることは誰の目にも明らかです。裁判所は即刻そのことを認め、奥西勝さんに死刑を宣告した誤りを正すべきです。

さらに、かつての死刑再審事件や「袴田事件」は、「無辜の救済」のためには証拠開示が決定的に重要であることを示しました。名張毒ぶどう酒事件においても、担当検察官自らが認めるとおり、未だ多くの証拠が隠されたままです。その中には、「奥西勝さん以外に犯行の機会を持ち得た人物は存在しない」という確定死刑判決の認定を覆す重要証拠も必ずや存在しています。裁判所は、こうした検察官の不正義を放置せず、即刻開示命令を出して司法の責任を果たすべきです。

奥西勝さんは、生命の危機に瀕しながら裁判のやり直しを求めています。雪冤のために残された時間はわずかしかなかく、奥西勝さんの「生」あるうちの救済がどうしても必要です。半世紀近くに及ぶあまりにも長い拘置は人道的見地から許されず、最適な医療の提供のためにも即時釈放が必要であることは言うまでもありません。

よって、貴裁判所に対して以下のとおり要請します。

- 1 名張毒ぶどう酒事件の再審を一刻も早く開始すること。
- 2 隠された証拠をただちに開示させること。
- 3 奥西勝さんを即刻釈放すること。

氏 名	住 所

2014年 月 日

えん罪名張毒ぶどう酒事件 愛知・奥西勝さんを守る会

救 援 新 聞

日本国民救援会愛知県本部

〔1958年6月10日〕  
第三種郵便物認可

〒460-0011 名古屋市中区大須4-14-57 山岸ビル4階

TEL052-251-2625 Fax052-251-8736